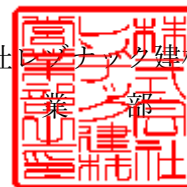


2023年4月7日

お取引先様 各位

株式会社 レジック建材
営業部



がん原性物質の通知に関しまして（第2報；詳報）

貴社益々ご盛栄のこと、お慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、弊社は「がん原性物質の通知に関しまして」（2023年3月27日付け）にて、2022年12月26日に「労働安全衛生規則第577条の2第3項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの」（厚労省告示第371号）の告示に従い対象物質を公開いたしました。その後、お客様から公開内容に関し様々なお問い合わせを頂きましたので、本書にて公開に至った経緯をご説明いたします。

この告示は労働安全衛生規則第577条の2第3項の規定に基づきがん原性物質の対象物を関連付けたものです。がん原性物質の対象物は、「リスクアセスメント対象物のうち、国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性の区分が区分1に該当する物で、2021年3月31日までに当該区分に該当すると分類されたもの」と関連付けられました。

加えて、告示ではその対象物を労働者ががん原性物質を製造し、または取り扱う業務を行わせる場合は、その業務の作業歴を記録し、その記録を30年間保存しなければならないことが定められました。（厚労省告示371号 2023年4月1日施行）

リンク先↓（上記参考サイト）

[労働安全衛生規則に基づき作業記録等の30年間保存が必要ながん原性物質を定める告示を行いました（mhlw.go.jp）](https://www.mhlw.go.jp)

[労働安全衛生規則第577条の2第3項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの適用について | 安全衛生情報センター（jaish.gr.jp）](https://www.jaish.gr.jp)

前述の通り、告示で定義されたがん原性物質は2021年3月31日までに発がん性の区分が区分1に該当するものであって、今回新たにがん原性物質として判明したものではありません。

<弊社製品について>

1) 発がん性の根拠

前報では、がん原性物質の対象物「酢酸ビニル」が弊社製品中に閾値である0.1%以上を含有しているものを対象製品として公開いたしました。

閾値について↓

[労働安全衛生規則 別表第2 \(令和6年3月31日まで\) | 安全衛生情報センター \(jaish.gr.jp\)](#)

「酢酸ビニル」の発がん性は、ラット、マウスを用いたがん原性試験結果を基に評価され、詳細は下記に記載されています。

リンク先↓ (厚生労働省「職場の安全サイト」より)

[職場のあんぜんサイト：化学物質：酢酸ビニル \(mhlw.go.jp\)](#)

2) 安全対策

弊社の SDS は順次原材料情報に基づき改訂しておりますので、SDS に記載された 2. 危険性の要約の「安全対策」は、SDS をお読みいただき、内容をご確認いただいた後のご使用と、記載された保護具の着用をお願いいたします。

3) 作業記録、保管の対象となる作業について

告示では、「がん原性物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者については、労働者のばく露の状況、作業の概要等の記録を 30 年間保存しなければならない。」

となっております。一方、「事業者が当該物質を臨時に取り扱う場合を除く」と適用除外条項もあります。

臨時に取り扱う場合とは以下です。(リンク先 細部事項4より)

「本告示でいう「臨時に取り扱う場合」とは、当該事業場において通常の作業工程の一部又は全部として行っている業務以外の業務で、一時的必要に応じて当該物質を取り扱い、繰り返されない業務に従事する場合をいうこと。したがって、通常の作業工程においてがん原性物質を取り扱う場合は、当該物質を取り扱う時間が短時間であっても、又は取扱いの頻度が低くても、「臨時に取り扱う場合」には該当しないこと。」

リンク先↓ (細部事項4)

[労働安全衛生規則第577条の2第3項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの適用について | 安全衛生情報センター \(jaish.gr.jp\)](#)

繰り返しになりますが、今回の厚生労働省告示 371 号は、がん原性物質の対象物を新たに関連付け、がん原性物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者の記録と保管を求めるものであり、がん原性物質を新たに特定したものではなく、また製品の安全性、安全対策が変更されたものではありません。

対象となる作業のご対応につきましては、上記リンク先を含め関係法令をご確認いただきたく存じます。

今後とも弊社製品をご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

以上